

(FC12) 環境システム委員会規則

平成10年12月21日	一部改正
平成15年3月4日	〃
平成18年7月21日	〃
平成23年11月18日	〃

(目的)

第1条 環境システム委員会（以下「委員会」という）は、土木学会の運営方針に従い、環境を人および人の生活する社会との関連のもとでシステムとしてとらえ、学問としての体系化を図るとともに、社会と環境の基礎づくりをシステム面から実現させてゆくところに重点をおいた研究、調査、およびこれらの推進をはかることを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は上記の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 環境システムに関する研究業績の発表および討論
- (2) 環境システムに関する講演会、講習会、見学会等の開催
- (3) 環境システムに関する資料の収集ならびに刊行物の企画、編集等
- (4) 環境システムに関連する国内および国外の関連学協会等との研究連絡
- (5) 環境システムに関する国際会議および研究のための海外派遣者の推薦
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(構成)

第3条 委員会の構成員は関係分野を広く網羅して選出する。委員会の構成は委員長1名、副委員長1名、幹事長1名、委員数は40名程度とする。

2 委員会は、委員長を補佐するとともに委員会の事務を処理する幹事会を設ける。また、委員会は活動を遂行するため必要のあるときは小委員会、ワーキンググループ（以下「WG」という）を置くことができる。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は任期開始前の委員会において委員会規則細則に定める方法により決定し、副委員長、幹事長および幹事は委員長が指名する。その方法は委員会規則細則に定める。
- (2) 委員長は、委員会規則細則に定める方法に従い、前期委員会によっておこなわれる新委員の推薦を受け、全委員の構成を決定する。
- (3) 委員会には委員定数以外に顧問を置くことができる。

2 委員等の任期は次のとおりとする。

- (1) 委員の任期は4月1日より始まり、2年後の3月31日をもって終了するものとし、その期間は原則として2年とする。再任については、地区別委員は最大2期まで継続して務めることを可能とし、地区によらない委員については再任の上限回数を特に定めない。
- (2) 任期半ばで委員が交替するときの後任の任期は、前任者の任期を引継ぐものとする。

(委員会の運営)

第5条 委員会等の運営は次のとおりとする。

- (1) 委員会は委員長が招集して、原則として年3回程度開催する。委員長は必要に応じて文書あるいは電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

- (2) 幹事会、小委員会、WGそれぞれ幹事長、小委員長、WG主査が招集して開催する。
- (3) 委員会は、土木学会委員会規程第9条（事業計画および予算）の規定および理事会の決定に従い、『事業計画および予算』を作成し調査研究部門担当理事を経て提出する。
- (4) 委員会は、土木学会委員会規程第10条（事業報告）の規定および理事会の決定に従い『事業報告』を作成し調査研究部門担当理事を経て提出する。
- (5) 委員会は、土木学会委員会規程第8条（成果の報告）の規定に従って、毎年度、事業成果を理事会に報告する。また、適宜、土木学会誌・土木学会ホームページ等を通じて社会に公表する。

（事務局）

第6条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

（規則の変更）

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この変更内規は、平成10年12月21日から施行する。

附則 この変更内規は、平成15年3月4日から施行する。

附則（平成18年7月21日 理事会議決） この変更内規は、平成18年7月21日から施行する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。